

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方には、株主、顧客、従業員、地域社会等広く社会から信頼され、今後とも成長を維持していくためには、健全で、透明性と効率性の高い経営体制を確立することが重要であると認識しており、そのためには「コンプライアンス」と「情報公開」が必要であると考えております。そのため「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、「経営方針」や「コンプライアンス」に関する全社規模での意識の徹底を図るとともに、特に基本的コンプライアンスが維持されているかどうかを点検する管理者を各部署で任命し、日常業務のなかでのコンプライアンスに対するモニタリングを実施しております。また同時に、投資家、顧客、従業員等全ての利害関係者に完全な情報公開を心掛け、経営の透明性維持を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
マルティス株式会社	1,116,000	9.58
株式会社アベタ	595,000	5.11
ホールセール株式会社	595,000	5.11
株式会社タクルコ	484,300	4.16
ainaボホールディングス従業員持株会	467,590	4.01
UBS AG LONDON A/C IPB SE GREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	461,100	3.96
株式会社マユルコ	440,300	3.78
阿部一成	337,505	2.90
阿部哲二	306,693	2.63
阿部溢子	283,873	2.44

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	9月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
藤沼哲朗	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤沼哲朗	○	該当事項はありません。	企業経営や金融機関において培われた豊富な経験と知見を有しております、その経歴等から社外取締役として当社の経営全般に有用な助言を得られるとともに、当社取締役会の監督機能強化につながるものと判断しております。また、取引所が定める独立要件を全て充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人である太陽有限責任監査法人から定期的に報告を受け、業務上や会計上の課題について情報を共有するように努めています。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西尾哲男	他の会社の出身者													
田口明	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西尾哲男		該当事項はありません。	他社での取締役としての経験が豊富であり、当社取締役の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督する適当な人物と判断いたしました。
田口明	○	該当事項はありません。	弁護士という職務上、当社取締役の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督する適当な人物と判断いたしました。また、取引所が定める独立要件を全て充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員報酬の支払に際して、各事業年度の業績を勘案して、その支払額を確定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告書において役員報酬の総額を開示しております。

なお、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社における役員報酬額は月額報酬として定め、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内で支給されております。

なお、平成18年12月21日開催の第52期定時株主総会において取締役の報酬は年額3億円以内、監査役が年額10百万円以内、社外監査役が年額10百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の職務を補助する組織として内部監査室(室員3名)を設置し、業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施し、監査結果を監査役会に報告し、監査役会と連携をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. コーポレート・ガバナンス体制の概要

a 取締役会

取締役会は取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、毎月1回定例開催する他必要に応じて臨時に開催しております。取締役から業務執行の報告を受け、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

b 監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、監査役監査基準等に従い、当社及び当社グループ会社の取締役の職務執行を含む業務活動の監査をしております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の業務執行状況や決議事項に対して適切な意見を述べるなど経営の監視をしております。

c グループ経営会議

グループ経営会議は当社取締役4名とグループ会社取締役5名で構成され、毎月1回定例開催しております。

グループ全体最適の視点から、業務執行に関する重要事項や大型投資の決定をしております。

d 内部監査

内部監査はグループ員3名で構成され、業務執行部門から独立した立場から、年間監査計画に基づき当社及びグループ会社の業務全般の監査を実施しております。その結果を社長に報告するなど内部統制状況の監視を行う体制を整備しております。

上記の体制をもとにその機能の実効性を高めるため、内部統制システムの整備及び運用を着実に実施することにより、適切なガバナンス体制が構築されていると判断しております。

2. 内部統制システムの整備状況及びリスク管理体制の整備状況

当社グループは、業務の適正を確保するためには、内部統制システムを整備することが重要と認識しており、取締役会において内部統制システムに関する基本方針を決定し、適正な業務執行のための各種社内規定の整備に努めるとともに、内部監査グループによる当該システムの実効性、妥当性の監査を行っております。

また、リスク管理については、リスク発生時に迅速かつ適切な対応を講ずるため、「リスク・マネージメントマニュアル」を制定し、基本方針の策定と適切な対応策を設定するとともに、発生の未然防止、並びに発生解決後の再発防止に取り組んでおります。重要なリスク情報は、定められた手続により管理統括部に報告され、管理統括部長並びに各部の部長がリスク管理をし、監査役会、会計監査人及び取締役会に報告され、対応策の検討・推進を行っております。

3. 会計監査の状況

当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しております。当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

太陽有限責任監査法人 新井達哉

太陽有限責任監査法人 秋田 秀樹

(注)継続監査年数については、7年以内であるため、記載を省略しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社であります。当社は、監査役会を設置しており、社外監査役を含めた監査役による監視体制が経営監視機能として有効であると判断し、現状の監査役設置会社の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	2001年4月より決算月を3月から9月に変更いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(5月、11月)定期的にアナリスト・機関投資家向けに、社長自身が決算の内容、事業展開などを会社説明会で説明しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に「投資家情報」のページを設け、決算短信、有価証券報告書、事業報告、適時開示情報を掲載しております。 (http://www.ainavo.co.jp/ir/irinfo.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部内にIR担当者を配しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、透明な経営に徹し、企業情報を公正かつ適時・適切に伝えることを目指しております。
その他	当社は、個人情報保護に関する基本姿勢とその取扱基準を明確化した個人情報保護規程を制定し、役員及び従業員に周知・徹底しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、コンプライアンスマニュアルを制定・施行し、取締役ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組むなど、内部統制システムの充実に努めています。

また、株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努めています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行うものとしております。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書につきましては、所管部署を明確にし、当該各文書等の保存責任、必要時の提出を素早くできる体制を構築し、適切な情報の保存及び管理を行うものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制は、総務部においてリスク情報の一元管理を行っております。管理本部、各本部の本部長が各本部のリスクを管理し、定期的な意見交換を実施するとともに監査役会、会計監査人と相互連携を行っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

イ. 当社は、変化の激しい経営環境に対し敏速な対応を図るために、定例の取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めています。

ロ. 取締役会への付議議案につきましては、取締役会規程により定められている付議基準に則り提出され、取締役会における審議が十分行われるよう付議される議案について事前に全役員に説明され、各取締役が取締役会に先立ち十分な準備ができる体制をとっています。

ハ. 日常の業務執行に際しては、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとるものとしております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、従業員に法令・定款の遵守を徹底させるため、代表取締役社長のもと、コンプライアンスマニュアルを制定・施行するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築しております。

ロ. 担当役員は、コンプライアンスマニュアルに従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンスマニュアルの実施状況を管理・監督し、従業員に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて従業員に対し、内部通報制度の更なる周知徹底を図ります。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社グループの業務の適正につきましては、関係会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について、総務部、経理部、内部監査室等の各担当部が上記規程に準じて評価及び監査を行うものといたします。

ロ. 総務部、経理部、内部監査室等の各担当部は、子会社及び関係会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を確保し、これを推進いたします。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容(組織、人数、その他)については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。

ロ. 監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役務を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものといたします。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。

ロ. 監査役会は監査役会規程に基づき、取締役会その他重要な会議に出席し、各案件の報告を受け、また意見を述べることができる体制といたします。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役社長を責任者として、内部監査室長及び各監査役をメンバーとする監査内容報告会を開催いたします。

ロ. 同報告会のメンバーは、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければなりません。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本的な考え方とし、コンプライアンスマニュアルに明記し、すべての役員および社員に対し周知徹底を図っております。

また、反社会的勢力への対応としては、総務部が統括して情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとることとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
